附則第四条の十一第十六項中「附則第十二条の二の十三第七項」を「附則第十二条の二の十三第六項」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　法附則第十二条の二の十三第五項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

附則第五条の二第二項中「自動車と」を「天然ガス自動車と」に改め、同条第三項中「自動車と」を「ガソリン自動車と」に改め、同項第二号中「第九条の二第八項第二号」を「第九条の二第八項第三号」に改め、同条第四項中「自動車と」を「石油ガス自動車と」に改め、同条第五項中「自動車と」を「ガソリン自動車と」に改め、同条第六項中「自動車と」を「石油ガス自動車と」に改め、同条に次の七項を加える。

7　法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する天然ガス自動車とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の⑴から⑶までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

8　法附則第十二条の三第五項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　第九条の二第八項第二号に規定する令和十二年度燃費基準達成レベル（以下この条において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

9　法附則第十二条の三第五項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

10　法附則第十二条の三第五項第六号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが九十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

11　法附則第十二条の三第六項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するガソリン自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12　法附則第十二条の三第六項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する石油ガス自動車とする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の⑴の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

三　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13　法附則第十二条の三第六項第三号に規定する軽油自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽油自動車とする。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十以上九十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上である自動車であること及び当該自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

附則第五条の二の三中「第四条の二」を「第四条の三」に改める。

附則第六条第二十六項及び第二十七項を削り、同条第二十八項を同条第二十六項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第八項」に改め、「二酸化炭素排出抑制対策事業費又は」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第三十項を同条第二十八項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

30　法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める特定船舶は、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に係る基準に適合することについて国土交通大臣の証明がされた船舶とする。

附則第六条第三十二項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十六項第一号中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同号ハ中「客室内に